

第71回日本小児保健協会学術集会 教育講演2

年齢・成長に対応したこれからの性教育に向けて

安達 知子（恩賜財団母子愛育会総合母子保健センター愛育病院産婦人科）

はじめに

日本の少子化は急速に進行しており、出生数は第二次ベビーブーム直後1975年の190万人から2022年は77万人へと40.5%に減少している¹⁾。一方、義務教育の年限以下での妊娠と考えられる15歳以下の出生数は減少しているとはいえず、2022年で88例、人工妊娠中絶件数は403件である²⁾。この年齢での妊娠は、妊娠に気づかなかった、気づいても相談先を知らず、どのように行動してよいかわからなかった、産婦人科を受診した時は人工妊娠中絶のできない妊娠22週以上であった、などの状況が推測される。ここでは、若者の性に関する行動を踏まえ、発達段階に対応した人間関係性を含む包括的性教育の意義、必要性等に対して概説する。

現状の性教育と子どもたちの性行動の現状

性教育は保健体育の授業で主に行われるが、現在、中学校卒業までの義務教育において、保健体育の学習指導要領の解説に「歯止め規定」³⁾があり、性交についてはとくに触れないとする制限がかけられている。そのため性交に関連する避妊（意義、種類やその効果の違い、使用法など）、緊急避妊、人工妊娠中絶や母体保護法などについて、学校のカリキュラム内で学習する機会はほとんどない。一方、中学生女子の4.5%、高校生女子の19.3%は性交経験がある⁴⁾とされ、多くの女子に意図せぬ妊娠が起きる可能性がある。また、性暴力については内閣府の2023年の調査⁵⁾によれば、女性12人に1人は無理やり性交等された被害経験があ

り、その60%以上は20歳未満で経験している。さらにこの性暴力について、55%以上は誰にも相談しておらず、警察への相談は1.5%と極めて少ないことも明らかにされている。2023年の警察庁における性暴力被害、このうち不同意性交等被害の認知件数は2711件で前年より1000件以上も増加し、未就学、小学生、中学生の被害者もきわめて増加している^{6,7)}。なお、男性の被害者は全体の約4%を占めるが、その75%以上は未成年者での被害である^{6,7)}。2023年4月より、国は性暴力を撲滅するため、全国の小学校、中学校、高等学校で「生命の安全教育」⁸⁾を開始し、その普及と展開を図っているが、教育現場で性交には触れない状況で性暴力防止の教育は極めて困難であるといえる。実際に子どもたちの性交に関しての情報源としては、中学生、高校生の男女ともに一番多いのは友人・先輩からの情報であり⁴⁾、科学的に学習することや指導を受けることは現状では困難である。このような実態からも遅くとも小学校から義務教育終了までに、その年齢に応じて、適切な人間関係性の学習や性と生殖に関する学習と指導が必要である。

包括的性教育へ向けて

2023年7月に刑法改正が行われ、性交同意年齢は明治以来の13歳から16歳へと引き上げられた。この機会をチャンスととらえて、先進国と同様、性交同意年齢までに性や生殖について、学校での教育プログラムの中で発達段階に応じた学習ができる仕組みを作っていく必要がある。性交に関しては、決してネガティブに教育するのではなく、小学校中学年から、生物が

生きていくために必要な「生殖のための仕組み」と捉えられるように、おそくとも小学校高学年からは性的な気持ちは誰もが経験する自然なもので、そのために必要な行為（自慰行為など）や自粛すべき行為（相手が嫌がる行為や接触など）もふくめて指導できること、人では生殖以外にも愛情表現としての性的な接触があり、その究極な形が性交であることなど、ことばや表現などを変えて、中学卒業までに繰り返し学習できるようなカリキュラム作りが急がれる。性の健康教育のためには、性や生殖に関わる健康教育に並行して、人とかかわり方、特に性を考えたかかわり方、自己尊重や自己決定権、自分の気持ちを伝えるスキル、相手の気持ちの尊重、人権、多様性、相手との距離感や性的な接触に対する同意の取得スキルなどの適切な人間関係性の学習を行うことは必須である。なお、子どもたちが成長する際に家族の存在は大きいですが、それ以外にも信頼できる大人を認識できるように、また相談窓口を利用できる仕組みづくりやそれを周知することが必要である。これらは包括的性教育と呼ばれるが、世界的にはユネスコ編集の国際セクシュアリティ教育ガイダンス⁹⁾が知られている。現在、日本産婦人科医会では日本版の包括的性教育のカリキュラム案を作っている¹⁰⁾。

おわりに

今後は、学校教員、教育委員会、小児科医や心理士や助産師等、多職種の関係者と共に、包括的性教育の推進を行っていききたい。皆様のご協力をお願いする次第である。

文 献

- 1) 令和4年(2022)人口動態統計(確定数)の概況 | 厚生労働省. <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei22/?ref=factcheckcenter.jp>
- 2) 母体保護関係(こども家庭庁所管), 令和4年度衛生行政報告例の概況 2022年度衛生行政報告. kekka5.pdf (mhlw.go.jp)
- 3) 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会総則等作業部会(第4回)―資料3:いわゆる「はどめ規定」等について (mext.go.jp)
- 4) 日本性教育協会, 編. 若者の性白書 第8回青少年の性行動全国調査報告. 小学館, 2019年8月6日発行.
- 5) 内閣府男女共同参画局. 男女間における暴力に関する調査(令和5年度調査)不同意性交等をされた被害. https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/r05/r05danjokan-7.pdf
- 6) 警察庁. 令和4年における少年非行及び子供の性被害の状況. <https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/pdf-r4-syonenhikoujyokyo-kakutei.pdf>
- 7) 警察庁. 令和4年の刑法犯に関する統計. <https://www.npa.go.jp/toukei/seianki/R04/r4keihouhantoukeisiryoku.pdf>
- 8) 文部科学省. 生命の安全教育. https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html
- 9) UNESCO, 編. 浅井治夫, 他訳. 国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】. 東京: 赤石書店, 2020年8月発行.
- 10) 日本版包括的性教育プログラム(案), 性教育―新たな発展に向けて 第175回記者懇談会(令和5年6月14日)資料 日本産婦人科医会. https://www.jaog.or.jp/about/conference/175_20230614/